

お 知 ら せ
(公 募 型 指 名 競 争)

「医療救護車両の設置」に係る応募書類の提出について

財団法人 2005 年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）は、愛・地球博会場内の医療救護施設に設置する医療救護車両（電気自動車）について、競争見積に参加を希望する方を次のとおり募集いたします。

記

1 業務の概要

急病人等の救護及び患者を愛・地球博会場内の医療救護施設へ搬送するための医療救護車両（電気自動車）を設置する。

(1) 業務名

愛・地球博会場内の医療救護施設における医療救護車両の設置

(2) 設置台数

1 人乗り車両 4 台

3 人乗り車両 9 台

(3) 仕様概要

仕様の詳細については、「応募書類作成要領」に 1 人乗り車両用及び 3 人乗り車両用それぞれの仕様書を添付します。

自動車の形状

- ・ 車種 1 人乗り車両：第一種原動機付自転車（四輪）
3 人乗り車両：第一種原動機付自転車（四輪）タイプ
- ・ 燃料の種類 電気
- ・ 最高速度 45km / h 以上
- ・ 充電時間 11 時間程度

特殊装備品

- ・ 車色 白を基準とした救急救護専用色とし、博覧会協会が指定
- ・ ビーコンランプ 黄色、1 灯タイプ、ルーフに取付
- ・ 電子ホーン（サイレン） 救急車両用電子音
- ・ 拡声器、マイク 走行時に車両を運行しながら観客等へ注意を促すため
- ・ 附属救急資器材 協会が支給する資器材を専用ケース等で保護の上、設置

その他

- ・ 毎月 1 回の定期点検及び故障時の緊急対応含む（費用含む）

(4) 納入期限

平成 17 年 2 月 1 日

2 応募資格

(1) 応募条件

応募者は単独企業としますが、協力企業と連携して業務を行うことも可能とします。
ただし、応募者、協力企業ともに、重複して応募することはできません。

(2) 応募資格

成年後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者でないこと。

破産宣告を受け復権していない者でないこと。

銀行取引停止処分を受けている者でないこと。

会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥る恐れがないと協会が認めた者を除く。）でないこと。

電気自動車の販売実績があること。

愛知県に自社の拠点（本社又は支社、営業所としての事務所）を有するとともに、車両の定期点検（毎月 1 回）及び故障時の緊急対応が可能であること。

応募書類に不備がないこと。

3 応募書類の作成及び提出に係る事項

(1) 応募書類作成要領の入手方法

応募書類作成要領は次の場所において無償で配布します。

なお、郵送又は FAX での配布はいたしません。

配布窓口

財団法人 2005 年日本国際博覧会協会 調達グループ 契約チーム

〒450 - 0002 名古屋市中村区名駅 3 丁目 15 - 1

名古屋ダイヤビルディング 2 号館 4 階 電話 052 - 569 - 2079（直通）

配布期間

平成 16 年 6 月 8 日（火）～平成 16 年 6 月 22 日（火）

午前 10 時～午後 5 時（土曜日、日曜日を除く。）

(2) 応募書類の作成及び提出方法

応募書類作成要領に示す様式及び留意事項に基づき作成し、下記の提出場所へ期限までに持参してください。提出部数は 1 部です。なお、郵送又は FAX での提出は受けません。

提出場所

上記「3(1)」の配布窓口と同じ

提出期限

平成 16 年 6 月 23 日（水）午後 3 時までとします。

（土曜日、日曜日を除く。）

(3) 技術資料作成に用いる言語、通貨及び単位

日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める計量単位。

4 競争参加資格の確認

提出された応募書類について「2 応募資格」を満たしているかどうかの確認を行い、応募資格が有すると認められた方（以下「競争参加者」という。）には、「3(2)」の提出期限から概ね 10 日以内に「見積依頼書」を交付します。

また、応募資格が無いと認められた方についてもその旨通知します。

5 見積書及び見積内訳書の提出

競争参加者には、協会が別途指定する期日までに見積書及び見積内訳書を提出していただきます。

6 契約相手の決定方法及び契約方法

予定価格以下で最も低額な見積書を提出した方を契約交渉の相手方とします。契約金額その他契約条件について交渉し、合意すればその内容にて契約を締結します。

なお、合意に至らない場合は、次に低額な見積書を提出した方と交渉を行います。

また、見積金額が近似している方が複数ある場合には、その複数者で再度の見積を行う場合もあります。

7 その他

(1) 提出された一切の書類は、返却しません。

(2) 応募書類の作成及び提出に要する一切の費用は、提出者の負担とします。

(3) 提出された応募書類は、提出者に無断で使用することはありません。

(4) 応募書類に関する問合せ先及び問合せ時間

問合せ先

財団法人 2005 年日本国際博覧会協会 調達グループ 契約チーム

〒450 - 0002 名古屋市中村区名駅 3 丁目 15 - 1

名古屋ダイヤビルディング 2 号館 4 階 電話 052 - 569 - 2079（直通）

問合せ時間

応募書類提出期限の前日までの午前 10 時～午後 4 時とします。

（土曜日、日曜日を除く。）

以上